

工事請負契約における 設計変更ガイドライン

令和7年4月

勝 央 町

1 目的

公共工事では、個別に設計された多岐にわたる目的物を、多種多様な現地の自然条件・施工条件の下で生産されるという特殊性を有しており、当初設計時に予見できない事態が発生し、工事内容の変更(設計変更)や工事の一時中止が避けられない場合がある。

こうした場合、発注者及び受注者は適切な対応を行う必要があるが、平成26年6月に改正された「公共工事の品質確保の促進に関する法律」で、その基本理念に「請負契約の当事者が対等の立場における合意に基づいて公正な契約を適正な額の請負契約代金で締結すること。」が示されるとともに、発注者の責務として、「設計図書に適切に施工条件を明示するとともに、必要があると認められたときは、適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負代金の額又は工期の変更を行うこと。」と規定されている。

本ガイドラインは、工事請負契約書(以下「契約書」という。)等に基づき、設計変更を行う際に、発注者、受注者双方の契約における責任の所在を明確化するとともに、契約事務の透明性の向上を図り、もって手続きの円滑化、適正化を図ることを目的としている。

なお、本ガイドラインは契約の一事項として扱うこととし、仕様書にその旨を記載する。

2 設計変更の取り扱い

工事の施工は、設計図書に基づいて行うものであるが、やむを得ず設計図書と実際の施工条件に差異を生じ、設計変更及び契約変更を行う場合には、次の事項に留意しなければならない。

- ① 変更契約後の請負代金額が4,000万円以上(建築一式工事は8,000万円以上)となった場合は、主任技術者又は監理技術者の専任が必要となり、また下請け金額の合計額が4,500万円以上(建築一式工事は7,000万円以上)となった場合は、特定建設業の許可及び主任技術者に代えて監理技術者の配置が必要となる。
- ② 変更見込金額が当初請負代金額の30%を超える工事は、現に施工中の工事と分離して施工することが著しく困難な場合を除き、原則として別途に契約する。

なお、減額変更となり、主任技術者又は監理技術者の専任や監理技術者の配置が必要な請負金額及び下請け金額を下回った場合においては、受発注者間で協議の上、工事の継続性、品質確保等に支障がないと決定した場合、主任技術者の専任から非専任への変更及び監理技術者の主任技術者への変更を実施することができる。

3 設計変更を行わないケース

発注者の指示を受けずに工事内容を変更して施工するなど、下記の場合は原則として設計変更できない。

- ① 設計図書に明示のない事項において、発注者と「協議」を行わず、受注者が独自に判断して施工を実施した場合
- ② 発注者と「協議」をしているが、協議の回答がない時点で施工した場合
- ③ 「施工承諾」で施工した場合
- ④ 勝央町工事請負契約約款第17条～23条に定められている所定の手続きを経していない場合
- ⑤ 正式な書面によらない事項(口頭のみ)の指示・協議等の場合

4 設計変更が可能なケース

以下のような場合は、所定の手続きを踏むことにより設計変更が可能である。

約款	内 容	事例
8条	特許権などに係る工法等を指定しながら対象である旨の明示が無く、かつ受注者が存在を知らなかった場合	
15条	支給・貸与品の数量性能等に変更があった場合	
17条	施工部分が設計図書と不整合のため修繕改造を指示し、発注者にその責がある場合	
18条	設計図書の施工条件等との相違が確認された場合	1,2
19条	発注者の発議により設計図書を変更する場合	3,4
20条	工事を一時中止する場合	5,6
22条	受注者の請求により工期を延長する場合	7,8
23条	発注者の請求により工期の短縮等を行う場合	9,10
26条	賃金又は物価変動に伴い請負金額を変更する場合	
27条	臨機の措置を執った場合	
28条	工事の施工に関して発注者の責により損害が発生した場合	
30条	災害等不可抗力により請負代金額の1%を超える損害が発生した場合	
31条	請負代金額の変更に代えて設計図書を変更する場合	
32条	引渡前に目的物を使用して発注者が受注者に損害を与えた場合	

事例

1. 推定岩盤線や地盤支持力の確認に基づく場合
2. 図面と設計書の相違が確認された場合
3. 工事中に発生した他工事の影響により構造に変更を生じた場合
4. 地元調整や関係機関との協議により工事内容等が変更となった場合
5. 受注者の責によらない何らかのトラブルが生じた場合
6. 予見できない事態が発生した場合
7. 天候不良の日が例年に比べ多いと判断でき、工期の延長が生じた場合
8. 設計図書に明示された関連工事との調整により工期の延長が生じた場合
9. 供用開始日を繰り上げる場合
10. 関連工事との調整により工期の短縮が必要な場合

5 留意事項

【発注者】

請負工事の施工は、設計図書に従い行われるため発注者は、受注者が目的に沿った適切な工事ができるよう次の事項に留意しなければならない。

- ① 施工条件は、契約条件となるものであることから設計図書に必要な施工条件などを明示する。
- ② 当初設計の考え方や設計条件を再確認して設計変更にあたる。
- ③ 当該工事での変更の必要性を明確にする。（規格の妥当性、変更対応の妥当性及び別途発注の是非等明確にする。）
- ④ 設計変更を行う必要が生じた場合など必要な指示及び協議等は、書面で行う。なお、変更指示について新規工種を追加する場合や変更増額が大きいと判断する場合は、受注者から参考に見積を徴する等により概算額を把握し、概算増額について事前に受注者と合意の上、指示を行うよう努めること。

【受注者】

受注者は、工事の目的を達せられるよう施工する義務があるため、工事の施工にあたって発注者の意図、設計図書、現場条件等確認する必要があり次の事項に留意しなければならない。

- ① 工事の着手にあたっては、設計図書の照査を行い、不整合があった場合は速やかに監督員と書面により協議を行うこと。